

第9回 神奈川県移動性（モビリティ）向上委員会 議事要旨

1.日 時：平成23年2月28日（月）14：00～16：00

2.場 所：神奈川県庁 新庁舎10階 県土整備局会議室

3.議 事：

(1) 第8回委員会の議事要旨

・特に意見はなく、承認された。

(2) これまでの委員会の開催経緯と本取組みの概要

・特に意見なし。

(3) 要対策箇所対策実施状況のフォローアップについて

・特に意見なし。

(4) パブリックコメントの実施結果について

Q1：パブリックコメント実施方法（WEB、ポスティング、はがきアンケート）によって混雑実感等の設問形式が異なるようであるが、なぜか？（相武国道）

A：はがきアンケートは、紙面の都合（記載用紙は、はがきサイズ）で簡略化した設問形式としたため、WEB、ポスティングの設問形式と異なっている。（事務局）

（前回会議内で事務局より回答済み）

Q2：バス協会では、県内のバス事業者から、道路混雑改善等に関する意見を受けているが、今回のパブリックコメントにはその意見も反映されているのか？（バス協会）

A：事業者へのパブリックコメントは、ドライバーを直に対象にしたものであり、また要対策候補箇所38箇所に絞って混雑度合いや対策の必要性について意見を伺っているため全てを網羅したものとはなっていない。

Q3：事業者から挙げられている要望・意見には、要対策候補箇所38以外の指摘も含まれていると考えられるが、可能な範囲で、今後の取組みの中で考慮して検討を行ってほしい（委員長）

A：パブリックコメントでは場所を指定しない自由意見を上げてもらっているため今後、分析等を進めて参りたい。（事務局）

（前回会議内で事務局より回答済み）

(5) 新たな要対策箇所を選定について

Q4：要対策候補箇所 38 箇所のうち 7 箇所を要対策箇所として位置付けられているが、客観データの分析・確認はこの 7 箇所のみ行ったということか？（委員長）

A：要対策箇所として位置付けた 7 箇所については、各道路管理者が保有している客観データにより、先行的に分析を実施したものである。（事務局）

(前回会議内で事務局より回答済み)

(6) 今後の取組みについて

Q5：要対策候補箇所 38 箇所のうち要対策箇所として位置づけなかった 31 箇所の客観データによる確認は、いつ頃予定しているのか？（川崎市）

A：次年度の委員会までに客観データの確認を行いたいと考えている（事務局）

(次回委員会（1月下旬予定）において検証結果を審議予定）

Q6：要対策候補箇所 No.27「県道_大島四ツ角交差点」と同 No.35「市道_第三京浜入口交差点」については、道路管理者として混雑を実感していないので、候補箇所から外していただきたいと考えている。（川崎市）

A：要対策候補箇所については、今後、客観的なデータ等により渋滞状況を検証していくこととしたい。また、各道路管理者で交通状況に関するデータを取得されている場合にはご提供いただきたい。（事務局）

(次回委員会（1月下旬予定）において検証結果を審議予定）

Q7：今後、県内の道路ネットワークの整備により自動車の流れ自体が変わるため、要対策箇所における対策事業が完了した後も、継続して交通状況をフォローアップしていくことが望ましい。（委員長）

(本委員会、議事次第「2-2(1) 要対策箇所の進捗状況および対策完了箇所の取り扱い」で審議予定)

Q8：次回のパブリックコメントが何年先になるか分からないが、今回のパブリックコメントで十分に把握できなかった意見・内容等の課題があれば改善し、今回うまくいったところはその経験を活かして、次回のパブリックコメントの実施計画を検討してほしい。（委員長）

A：今回の経験を次回のパブリックコメントに活かしていく（事務局）

(前回会議内で事務局より回答済み)